

○ 稲川土地改良区工事執行規程

〔昭和55年12月10日
制 定〕

改正 昭和62年12月8日 平成23年2月23日

（趣旨）

第1条 この土地改良区が行う工事の執行については、法令、定款、規約その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において「工事」とは、この土地改良区が行う農業基盤の整備及び開発を図るための土地改良事業に関する土木及び建築の工事並びに直接工事に使用する材料の購入及び運搬等をいう。

（工事の施行方法）

第3条 工事は直営又は請負のいずれかの方法により施行する。

（直営工事）

第4条 次の各号の一に該当する場合は、直営を持って施行する。

- （1）請負に付することが不相当であると認めるとき
- （2）緊急を要する場合で請負に付す暇がないとき
- （3）請負契約を締結することができないとき
- （4）前号に定める場合を除くほか、特に直営にする必要があるとき

2 理事長は直営で工事を施行しようとするときは、設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成するものとする。当該直営工事の内容又は施行方法を変更しようとするときも同様とする。

（直営工事監督員）

第5条 理事長は、工事施工において直営工事監督員を命じなければならない。

2 直営工事監督員は、理事長の指揮を受けて、次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。

- （1）工事施行について必要な監督を行うこと
- （2）労務者を人夫使役簿に登載し、労務者に出役伝票を交付すること
- （3）始業前現場において、労務者から出役伝票を提出させ点検を行い、当日の就労状況を的確に把握すること
- （4）作業終了後、労務者の出役歩数を申し渡し、使役簿に就業歩数を記載すること
- （5）労務者に賃金を支払うときは、賃金台帳に記載し、使役調書を理事長に提出すること
- （6）備付けの帳簿に必要な事項を記載し整理しておくこと
- （7）その他の工事現場の管理及び工事の施行に関すること

（報告）

第6条 直営工事監督員は、次の各号に掲げる場合は、直ちに理事長に報告しなければならない。

- （1）工事の工程表を作成し、又は変更したとき
- （2）工事に着手し、又は一時中止、若しくは再開したとき
- （3）工事が完了したとき

（帳簿）

第7条 直営工事監督員は、次の各号に掲げる帳簿を備え付けておかななければならない。

- (1) 直営工事簿
 - (2) 人夫使役簿
 - (3) 賃金台帳
 - (4) 材料検収簿（資材受払簿）
 - (5) 工事日誌
 - (6) 工事写真
- （工事完成後の措置）

第8条 直営工事監督員は、工事が完成したときは、直ちに直営工事精算書を作成し、理事長に報告しなければならない。

（契約の方法）

第9条 工事を請負契約に付するときは、理事会の承認を経て、一般競争入札、指名競争入札、又は随意契約の方法により行うものとする。ただし、1件100万円未満の工事については理事長において専決処理することができ、次期理事会に報告し承認を得るものとする。

（一般競争入札参加者の資格）

第10条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 理事長は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後、2年間競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その者の使用人又は入札代理人として使用するものについても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 一般入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者の契約の締結又は契約者の履行を妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する者を、その事実があった後、2年を経過しないうちに、契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

第11条 理事長は、前条に定めるもののほか必要があるときは、一般競争入札に参加するものに必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の契約の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 理事長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公告しなければならない。

（一般競争入札の公告）

第12条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに定款第6条に規定する公告の方法によりこれをしなければならない。ただし、急を要する場合にはその期間を5日前までに短縮することができる。

2 前項の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約事項を示す場所
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（6）前各号に定めるほか必要と認める事項

（指名競争入札）

第13条 指名競争入札は、次の各号の一に掲げる場合に限りこれによることができる。

（1）性質又は目的が一般競争入札に適しないとき

（2）競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき

（3）一般競争入札に付することが不利であると認められるとき

（入札者の指名）

第14条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、第11条に規定する資格を有する者の中から次の各号に掲げる基準により3人以上を指名しなければならない。

（1）過去において、この土地改良区との契約を誠実に履行した者

（2）契約の履行が誠実かつ確実と認められる者

（3）理事長が理事会に諮り適当と認める者

2 前項の規定により入札者を指名したときは、第12条（一般競争入札の公告）第2項の各号に規定する事項をその指名する者に通知しなければならない。

（入札保証金）

第15条 理事長は、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者をして、現金又は、理事長が認める有価証券（担保価格の算定は、理事長が定める。）をもって、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付させなければならない。

（入札保証金の免除）

第16条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

（1）入札者が保険会社との間にこの土地改良区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

（2）入札者が過去2年間にこの土地改良区と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

（入札保証金の還付）

第17条 入札保証金は、入札の終了後、直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

2 入札保証金には、利子を付さない。

（予定価格）

第18条 理事長は、競争入札に付する場合は、当該工事に関する設計図書により、その予定価格を定め、予定価格調書を作成して封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、単価について契約しようとするときは、単価について予定価格を定めることができる。

3 予定価格を定める場合においては、当該物件、工事又は役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮するものとする。

4 最低制限価格を設けたときは、第1項の予定価格に併記しなければならない。

（入札の方法）

第19条 入札者には、契約条項及び関係書類、現場を熟知せしめた上、入札書1件毎に作成させ、所定の日時及び場所を封筒に入れて提出させなければならない。ただし、代理人において入札する場合は、入札前に委任状を理事長に提出させなければならない。

（入札の無効）

第20条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者の入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 前各号に定めるほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

第21条 開札は、入札の指定の日時及び場所に入札の終了後、直ちに入札者を立会いさせて、これをしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない役員又は職員を立会いさせなければならない。

2 入札の終了後、その提出された入札書の書替え、引替え又は撤回を認めてはならない。

(再度入札)

第22条 理事長は、前条の規定により開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札をすることができる。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないときに再度入札するものとする。

(落札者の決定)

第23条 理事長は、入札の中から予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者をもって落札者としなければならない。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格を持って入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者としなければならない。

2 理事長は、落札となるべき最低価格の入札をした者が2人以上であるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定しなければならない。この場合において、当該入札者のうちでくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない役員又は職員にくじを引かせ決定するものとする。

(落札通知)

第24条 理事長は、落札者が決定したときは、直ちに口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しなければならない。

(再度公告入札)

第25条 一般競争入札において、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、さらに競争入札に付することができる。

(随意契約)

第26条 随意契約は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これによることができる。

- (1) 性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないとき
- (6) 落札者が契約を締結しないとき
- (7) 予定価格が100万円に満たないもの

(随意契約の予定価格)

第27条 理事長は、随意契約によるときは、第18条（予定価格）第2項及び第3項の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。

（見積書）

第28条 理事長は、随意契約によるときは、契約の相手方となるべき者3人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、法令により価格が定められているものを購入するとき又は理事長が当該契約の目的若しくは性質上その必要がないと認められたときは、この限りでない。

（競争入札に付した契約の締結期間）

第29条 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て、承認を受けたときはこの限りではない。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札の効力を失う。

（契約の締結）

第30条 理事長は、契約を締結しようとするときは、契約締結伺及びこれに添付された設計図書その他の書類を審査し、契約書を作成して、契約の相手方とともに当該契約書に記名押印するものとする。

2 前項の契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、第6号から第11号までに掲げる事項で、当該契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- （1）契約の目的
- （2）契約金額
- （3）履行期限
- （4）契約保証金に関する事項
- （5）契約不履行の場合における契約保証金の処分に関する事項
- （6）危険負担に関する事項
- （7）契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期に関する事項
- （8）履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害賠償金に関する事項
- （9）対価支払の時期に関する事項
- （10）契約に関する紛争の解決方法に関する事項
- （11）その他必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、1件の金額が100万円を超えない契約については、契約書に代え、請書によることができる。

（契約保証金）

第31条 理事長は、契約の相手方として、現金又は理事長が定める有価証券（担保価格の算定は理事長が定める。）をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。

（契約保証金の免除）

第32条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （1）契約の相手方が保険会社との間にこの土地改良区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- （2）契約の相手方が過去2年間の間にこの土地改良区と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- （3）随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ契約の相手方

が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
（契約保証金の還付）

第33条 契約保証金は、契約の相手方の義務履行があったときに還付する。ただし、契約の定めるところにより、かし担保義務期間の満了までその金額の全部又は一部の還付を保留することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。
（工事請負契約の保証人）

第34条 理事長は、工事の請負契約において、契約の相手方をして、次の各号の一に該当する保証人をたてさせなければならない。ただし、特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（1）契約の相手方の義務不履行の場合の損害金の支払を保証する者

（2）契約の相手方に代わって自らその工事の完成を保証するほかの建設業者

2 理事長は、契約の相手方から保証人の変更の申立てがあったときは、その内容を調査し、適当と認めるときは、保証人を変更させることができる。

（権利義務の譲渡等）

第35条 契約者は、理事長の承認を得ずして契約の締結によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

（工事の着工等）

第36条 契約者は、契約締結後5日以内に工事の工程表を作成し、理事長の承認を受けなければならない。

2 契約者は、設計図書に基づいて、所定の期間内に工事を完成させなければならない。

3 契約者は、契約の締結後10日以内に工事に着手するとともに着手届を理事長に提出しなければならない。

（工事監督員）

第37条 理事長は、工事の施行について自己に代わって監督を行わせるため、工事監督員を定め、契約者に通知するものとする。工事監督員を変更した場合もまた同様とする。

2 工事監督員は、理事長の指示を受けて、次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。

（1）工事の立会い又は必要な監督をし、及び契約者の現場代理人に対して指示を与えること

（2）設計図書に基づいて、監督に必要な細微設計図若しくは原寸図等を作成し又は契約者の作成する細部設計図若しくは原寸図等を検査して承認を与えること

（3）工事中材料及び工作物の検査及び試験を行うこと

3 前項の規定に基づく工事監督員の指示又は承認は、原則として書面をもって行わなければならない。

4 工事の適正な執行に支障があると認められる事実が生じた場合において、必要があると認めるときは、速やかに理事長に報告し、その指示を求めるものとする。

（現場代理人等）

第38条 契約者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定めて、書面で理事長に通知しなければならない。現場代理人又は主任技術者を変更したときも同様とする。

2 契約者又は現場代理人は、工事現場に常駐し、工事監督員の監督又は指示に従い、工事現場の取締りその他の工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

（材料品等の検査）

第39条 契約者は、設計図書において工事監督員の検査を受けて使用すべきものと指定

された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 前項の材料を検査するために直接必要な費用は、契約者の負担とする。
- 3 検査の結果、不合格と決定した材料については、契約者は、工事監督員の指示に従って遅滞なく引き取らなければならない。

（危険の負担）

第40条 契約者は、天災その他不可抗力によって工事の目的物についてその引渡し前に損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を理事長に通知しなければならない。

- 2 前項の損害のうち、契約者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものと認められるものを除いた部分については、理事長が約定によりこれを負担するものとする。

（工事の変更・中止等）

第41条 理事長は、必要があるときは、工事の内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期限を変更する必要があるときは、双方協議のうえ、書面によりこれを定める。

（期限の延長）

第42条 契約者は、天候の不良その他の契約者の責に帰することのできない事由又は正当な事由により期限内に工事を完成することができないときは、理事長に対して遅滞なく事由を付して期限の延長を求めることができる。

- 2 前項の場合において、理事長は、事実を調査し、事由があると認めるときは、契約者と協議して延長日数を定める。

（契約金額等の変更）

第43条 理事長又は契約者は、経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当となったときは、相手方に対して契約金額又は工事内容の変更を求めることができる。

（工事完成の保証）

第44条 理事長は、契約者が次の各号の一に該当するときは、契約者の保証人に対して工事の完成又は損害金の支払をなすべきことを請求することができる。

- （1）所定の期間内又は期限後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- （2）正当な理由なしに所定の期日を過ぎても着工しないとき
- （3）建設業法の規定により許可を取り消され、又は営業停止を命じられたとき
- （4）前各号のほか、契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき

（検査及び引渡し）

第45条 契約者は、工事が完成したときは、すみやかに理事長に工事完成の届出をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の届出を受けたときは、すみやかに検査員を定めて、契約者及び当該契約にかかる工事監督員の立会いのうえ、当該工事の内容について検査を行わなければならない。この場合において、特にその必要があるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。
- 3 前項の規定は、工事の完成前に、その一部が完成し、若しくは出来形部分について検査を行う必要がある場合又は契約を解除した際において工事の出来形部分がある場合について準用する。
- 4 理事長は、第2項の検査により、当該工事が契約に従って完成したものであることを確認したときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。
- 5 検査に合格しないときは、契約者は、理事長の指定する期間内に自己の負担において

これを補修し、又は改造して理事長の再検査を受けなければならない。

6 第2項及び第4項の規定は、前項の検査について準用する。

（検査調書の作成）

第46条 検査員は、検査を完了したときは、検査調書を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 検査員は、検査を行った結果、その工事が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときは、その措置について意見を前項の検査調書に記載しなければならない。

（契約金の支払）

第47条 契約金は、契約の履行が完成したことを確認のうえ、すみやかに支払うものとする。ただし、契約の目的又は性質により必要があると認められるときは、契約の定めるところにより、契約の既成部分に相当する契約金の範囲内で契約金の部分払をすることができる。

2 前条後段における部分払は、工事の既成部分が10分の3以上のものについて、その10分の9を限度として約定により支払うものとする。

（前払金）

第48条 契約者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社と工期を保証期間として、同条第5項に規定する保証契約を締結し、当該保証契約書（以下「保証証書」という。）を理事長に寄託した場合は、約定により前払金を請求することができる。

2 前払をした後に設計変更等の事由により契約金額を増額しても、前払金は、増額しない。

3 工事の内容の変更その他の事由により、期限を延長し、又は短縮した場合においては、契約者は直ちに前払金の保証契約の保証期間を変更後の期限を改め、その保証証書を理事長に寄託しなければならない。

4 前払金の支払額は、契約金の10分の3を乗じて得た額の範囲内とする。

5 契約金は、第1項の規定により前払金を請求しようとするときは、契約締結後前払金請求書に前払金使用計画書を添えて理事長に提出しなければならない。

（部分払いをする場合の前払金の精算）

第49条 前払金をした工事の既成部分の部分払いをする場合は、第47条第2項の規定により計算した額から契約金額に対する前払金額の割合を乗じて得た額を控除しなければならない。

2 設計変更等の事由により契約金額が減額した場合において、先に支出した前払金が減額した契約金額に対して所定の率を超えるときは、第47条第2項の規定により計算した額から、変更後最初の部分払いをするときにその越える部分の額を控除しなければならない。

（違約金）

第50条 理事長は、所定の期限内に工事の引渡しがないときは、契約者から遅延日数に応じ、契約金額から出来高部分に相当する契約金額を控除した額に年9.75%の割合を乗じて計算した額の違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、契約金支払のときに控除し、なお不足があるときは、別に徴収する。

（かし担保の期間）

第51条 契約者は、第45条（検査及び引渡し）に規定する工事の引渡しの日から1年間、工事の目的物のかしについて担保の責任を負い、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、工事の目的物が石造、土造、れんが造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤であるときは、

その期間は2年とする。

（理事長の解除権）

第52条 契約者が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

- （1）契約者の責に帰すべき事由により期限内又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
- （2）正当な事由なしに所定の着手期日を過ぎても着工しないとき
- （3）建設業法の規定により許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき
- （4）前各号のほか、契約者が契約に違反し、契約の目的を達成することができないとき

2 前項の規定により契約を解除した場合において、工事の出来高部分で検査に合格したものは、土地改良区の所有とし、その部分に対する契約金相当額を支払うものとする。

（契約者の解除権）

第53条 契約者は、次の各号の一に該当する事由のある場合は、契約を解除することができる。

- （1）第41条（工事の変更・中止等）の規定により工事を変更したため、契約金額が3分の2以下に減少したとき、又は、工事中止の期間が所定の工期の2分の1以上に達したとき
- （2）理事長が契約に違反し、工事を完成することが不可能になったとき

2 前項の規定により契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

（補則）

第54条 この規程に規定するものを除くほか、契約の履行、変更、解除等に関して必要な事項は、契約の締結に際して約定し、又はその都度双方協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和55年12月10日から施行する。

附 則（昭和62年12月8日）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。